

平成27年12月18日

平成27年度地域型住宅グリーン化事業
採択グループ事務局 様

地域型住宅グリーン化事業評価事務局

平成27年度地域型住宅グリーン化事業の第2回進捗状況調査について

平素は、地域型住宅グリーン化事業の実施にご協力いただき、誠にありがとうございます。
本事業については、国土交通省より平成27年6月24日付と平成27年7月10日付
で採択、平成27年10月30日付で配分変更を行ったところです。

第2回の進捗状況調査を実施しますので、以下の内容をご確認の上、期限内に調査票を
提出して下さい。

1. 三世同居対応住宅の拡充について

国土交通省からの依頼により、このたび平成27年度補正予算（案）（平成27年12
月18日閣議決定）に盛り込まれた「三世同居がしやすい環境づくり」を図るため、三
世同居対応住宅^{*}に係る補助の要望調査を実施します。なお、三世同居対応住宅への補
助については平成27年度補正予算成立後に確定する予定です。

また、併せて2回目の進捗状況調査も実施します。

※三世同居対応住宅：調理室、浴室、便所又は玄関のうち、いずれか2つ以上を住宅内に複
数箇所設置している住宅【別紙1】

2. 調査票の記入にあたっての留意点

各グループから提出される進捗状況や追加事業実施の意向に基づき、予算の再配分を実
施する予定です。以下の点についてご留意いただき、別添のエクセルファイルの調査票に
必要項目を入力の上、平成28年1月14日（木）までに評価事務局へメールにて提出
をお願いいたします。

今回の進捗状況調査についても各グループとも必ず調査票を提出して下さい。期限まで
に調査票の提出がない場合は、変更の要望がないものと判断します。

なお、調査票の記入にあたっては、以下の（1）～（3）に注意して下さい。

（1）三世同居対応住宅の実施枠について【27年度補正予算】

- ・三世同居対応住宅の実施を要望される場合は、調査票の7. 三世同居対応住宅
の実施が可能な金額に以下の①～③をそれぞれ記入して下さい。
 - ①平成28年3月末までに契約が確実な戸数
 - ②平成28年3月末までに契約が見込まれる戸数
 - ③平成28年6月末までに契約が見込まれる戸数
- ・既配分のうち補正予算成立後に着工する三世同居対応住宅についても、調査票の
7. 三世同居対応住宅の実施が可能な金額に計上して下さい。
- ・三世同居対応住宅の配分額については、三世同居対応住宅の要件【別紙1】を
満たす必要があります。
- ・完了実績の報告は平成28年12月末までに行う必要があります。正式な報告期限
は追って発表します。
- ・1戸当たりの配分額は、長寿命型、高度省エネ型（認定低炭素住宅）は130万円/戸、

高度省エネ型（ゼロ・エネルギー住宅）は195万円/戸となります。

- ・地域材加算20万円を併用することが可能ですので、地域材加算の適用を予定する戸数も記入して下さい。
- ・要望額が予算額を上回る場合は、契約が確実な分から優先的に配分を行いますので、要望に添えないことがあることを予めご了承ください。

(2) 既配分額の実施見込みについて【27年度当初予算】

- ・既配分額については、以下の①～③のそれぞれについての金額を調査票に記載してください。
 - ①交付申請済みの物件
 - ②契約済みであり交付申請が確実な物件
 - ③その他請負住宅で平成28年3月末までに契約の締結が確実な物件
- ・着手困難として報告された金額については配分額を減額し、減額した配分額相当を追加実施が可能なグループに再配分する予定です。
- ・補助の申請が決まった場合には、速やかな交付申請をしていただき、竣工後は速やかな完了実績の報告に努めて頂きますようご協力よろしくお願いします。

(3) 平成27年度中の追加実施について【27年度当初予算】

- ・追加配分を要望される場合は、契約済みの金額と契約が見込まれる金額をそれぞれ記入して下さい。
- ・要望額が予算額を上回る場合は、すでに交付申請済みの金額や契約済みの金額に応じて優先的に配分を行いますので、要望に添えないことがあることを予めご了承ください。

3. その他留意点

- (1) 例年に比べると要望が非常に多く、ご希望に添えない配分状況となっておりますので、貴殿への配分額については確実な執行をお願いします。
- (2) 配分額の変更により追加で事業の対象となる住宅は、国土交通省からの配分額変更に関する通知発出日（補正予算成立後、発出予定）以降に着工が可能となります。
- (3) 配分額変更に関する通知発出日以降の交付申請において、中規模工務店が施工可能な補助対象住宅の戸数の算出は、再配分後の戸数により行うこととします。
ただし、三世同居対応住宅の実施にあたっては、工務店当たりの上限戸数の制限はありません。（中規模工務店の実施戸数上限も同様です。【別紙2】）
- (4) 今回提出して頂く予算の執行見込みと最終的な実績に著しく乖離が見られたグループにつきましては、次年度以降の採択や予算配分に反映する場合がありますのでご留意下さい。（現時点では、次年度以降の採択や予算配分については未定です。）

(問い合わせ先・調査票の提出先)

地域型住宅グリーン化事業評価事務局

〒107-0052 東京都港区赤坂 2-2-19 アドレスビル5階

一般社団法人木を活かす建築推進協議会内

TEL：03-3560-2886

(平日 9:30～17:00 ※12:00～12:45 を除く)

土日祝、年末年始(12/28 から 1/3) は休み)

FAX：03-3560-2878

提出先メールアドレス：demand@chiiki-brd.jp

「三世同居対応住宅」の要件について

○調理室、浴室、便所又は玄関のうちいずれか2つ以上を住宅内に複数箇所設置することとします。

【具体的事例】

- ・調理室と浴室をそれぞれ2箇所設置
- ・調理室と便所をそれぞれ2箇所設置
- ・調理室と玄関をそれぞれ2箇所設置
- ・浴室と便所をそれぞれ2箇所設置
- ・浴室と玄関をそれぞれ2箇所設置
- ・便所と玄関をそれぞれ2箇所設置

○なお、対象とする設備等については、原則として以下の通りとします。

以下に該当しないもので対象となりそうなものは個別に実施支援室まで問い合わせ下さい。

(1) 調理室

調理室については、以下の①～③をいずれも設置していることとします。

- ①給排水設備と接続されたシンク
- ②コンロ又はIHクッキングヒーター（ガス栓か電気コンセントがある設置するスペースでも可）
- ③換気設備

(2) 浴室

給排水設備及び給湯器に接続された浴槽又はシャワーがあり、防水の措置がされていることとします。

(3) 便所

大便器があることとします。なお、小便器が併設されていてもかまいませんが、小便器のみでは要件を満たせません。

(4) 玄関

玄関扉と土間（土足を着脱するスペース）があることとします。なお、勝手口（調理室等に直接出入りするためのもの）や外側から施錠できない出入口（窓等）は対象外となります。

三世代同居対応住宅に係る一工務店当たりの実施戸数の上限等について

(1) 一工務店当たりの上限について

三世代同居対応住宅については、制限の対象の範囲外とし、上限を設けません（平成27年度補正予算に限る）。

補助対象	通常	三世代対応住宅
長寿命型（長期優良住宅）	10戸（20戸）	制限なし
高度省エネ型（認定低炭素住宅、 ゼロ・エネルギー住宅）	3戸（6戸）	制限なし

※通常部分の（ ）内は、特定被災区域に存する住宅生産者の上限戸数（地域型住宅グリーン化事業グループ募集要領（平成27年5月）【別紙5】、【別紙6】）

(2) 中規模工務店の実施戸数の上限について

三世代同居対応住宅については、制限の対象の範囲外とし、上限を設けません（平成27年度補正予算に限る）。

通常	三世代対応住宅
配分戸数の1割 または 一住宅生産者当たりの割当戸数 のいずれか少ない方（※）	制限なし

※地域型住宅グリーン化事業グループ募集要領（平成27年5月）【別紙5】

(注) 三世代同居対応住宅の上限（制限なし）については、平成27年度補正予算分に限る。